

集団自決問題

真相と疑惑

その行方

星野元

このたびの文部省による沖縄戦の教科書修正問題は、慶良間諸島の「集団自決」の史実に端を発していふ。

そして軍命によつて「集団自決」という惨劇が起きたことへの証言者が次々と登場したり。しかしそれらすべては、又聞きの伝聞なのである。直隸命令とは誰も聞いてないのだ。それでも庶民の心境は、「共生共死」のだ。

精神に染まつて、兵士たちの心皇民化教育と軍國主義に洗脳されていながら、時代の空氣の

中の「死の予感」を共有していったとかなりいい。微妙なことではあるが、心理的には「軍命」

やうだった。死んでしまった者たちの死んでしまった

現在、文科省の教科書検定の修正内容

沖縄戦の冒頭で慶良間諸島の海上挺身隊の元隊長やその遺族ら、『沖縄ノート』の著者・大江健三郎と発行所の山石波書店を相手取つて、『沖縄集団自決冤罪訴訟』を起こしたい。

「その係争中の裁判の影響を受けて、文部省の検定は、~~心眼的~~ 効率的ルートで進んでいた。」

「その裁判とは、戦時

中の全間味島の梅澤、渡嘉敷島の赤松兩部

隊長によつて自決命令されたと、沖縄ノ

隊長統「自決命令は下さなかつた」という原

告文張りたが、大江健三郎と岩波書店を

被告とする名誉毀損の訴訟は、

文科省の検定は、その裁判の原告の意向を汲み取つて判断の基準にしてしまった形で傳りはじ

たとえ「集団自決」が悲惨な負の遺産であ

つても、歴史的事実は後世に伝承されるべきでありつて、曖昧にしたり隠蔽したりすること

は禁物ではある。あえて文科省がタブーを固めて

思えてならない。そこには政治的意図が見え隠れする。そして憲法改正の九条の問題や、

集団的自衛権の問題や、沖縄の基地問題へと

N.O.2
連係的
統治的
傳きか感じとられるのだ。だと

すみると、遙に過去の「軍令」の有無の問題に
とどまらず、政治的運動と併せて、誰しも
放つておけない現実問題として受け止め、日
本の指向性を懸念することがある。また、集
団自決によつて我々の歴史認識に向かれて
いるのである。

さて、戦隊長による「集團自決」については、
何十年も密封されつづけていた新事実がある。
これは今まで密かに噂になつてモ死活問題に
結びつくので立ち消えでいたものが、謹解き

へとうな一穂の仕掛けがあり、「軍令」に関する
否定的な事象が判明した。つまり「軍令」はないが、
たゞ、(証言者)が出てきたり、すでに去年の夏、
産経新聞や雑誌「正論」(11月号)に「渡嘉敷島集
團自決に軍命令はなかつた」と、実名で証言
していく、地元紳紳(ほんどんじゆう)知れ渡つてしまいか、
「日本文化チャンネル 桜」でも放映され、全
国的に公開されたのであつた。

その人は那霸市在住の照屋昇雄(ハ十三歳)で、
戦後の琉球政府社会局援護課の旧軍人軍属資

格査査査委員会の委員を務めた経歴を持つ。(一九五四年十一月の「辞令書」確認)その頃、「援護法」が施行されていたので、彼は集団自決の犠牲者らに援護法を適用させる方法をあれこれ検討して、東京の南方同胞援護会に申し出たが取り合ってくれなかつたといふ。後で、援護法の規定の中に、隊長の命令による自決やスパイ行為による銃殺は、一応戦闘参加者として^{准族には}援護年金の受給者^{（たゞ）}該当する適用法律があることが分かるべくその手続きに基づいた経

緒か「畠屋昇雄氏の証言」^(中)に詳細に述べられてゐる。住民を「準軍屬」として赤松隊長の命令で集団自決したことに対するたり、王井喜八渡嘉敷村長に赤松嘉次元隊長へ兵庫県^{加古川市}の自宅まで行つて貰い、「命令書」に署名捺印してもらい援護会に提出し^{（署名）}とした説得力ある詔が出てくる。畠屋昇雄^氏が「集団自決」の遺族書類を渡嘉敷島に一週間泊り掛けて作成して、N.B.4 援護年金の手続き(一九五七年頃)を行なわれ以来、凡そ五十年間ずっと赤松隊長の^妻新聞に

（印）
（印）
（印）

出るたびに、照屋昇雄は「ハカ張り裂ける思い」
をしてきた。^(二十一年ほど経て、)しかも赤松嘉次(一九八〇年死
亡)は玉井村長にて自分はがんで余命三ヶ月
しかない^(一)で、村史から自分が自決命令を出
してから^(二)だりき削除して欲しい旨、再三の電話
があつた^(三)ことのう相談を受けて配で取れとい
日が続いた^(四)。

一九六九年の春、筆者(の島)は慶良間諸島を三泊四日の
取材旅行をして経験がある^(五)三十人余りの集団自
決の遺族たち^(六)が^(七)赤松隊長の命令^(八)といふ証

言は^(傳られ)なかつた。また七十一年三月二十六日に

島の二十五回忌慰靈祭の招待を受けて、
赤松元隊長や十数人の旧日本軍との遺
族^(一)が来島したとき、抗議^(二)団体から列しく非難
罵倒される中で、「自決命令は下さなかつた。

だが責任は私にある」とくり返す赤松元大尉

^{(スミハシや}元ニ佐や^(スミハシや)那覇上陸したと^(三)の^(四)問答^(五)や、二十八日^(六)の慰

靈祭の状況^(七)二十九日帰阪する前の宿舎の大
文閣での記者用と^(八)やりとり等の現場^(九)筆者
は県史9巻戦争記録篇を執筆したことある

（深い闇のちゑつて）（うき持て現ゆといふ。島に）
立つ会（立つ会）と（のとき、一人）
上陸できなかつた赤松は（花束と手辞を届け
たようだ）（寝日）（ただ涙が出て感慨並量です）
との（手紙）。で、記者が自決に追いやつた責任
は（どうと）（さへ）（と問ひ詰めると、連下政市
市隊長から受けて、「こうやつて隊長からやつて
きにはないか。責任といふか、少し本当の
ことと言つたらどうなるか）（大變なことにな
るんですヨ）（真相を聞かせてほし）
（う記者内（記者内）（記者内）（記者内）
す）と連下は「ろんずる人に迷惑がかかるん

（人）（人）
（だ）（言えちい、）（と）（は）（断事しゆ）
（だ）（一暮の隠一暮の隠）（心のよくなニシを考え）
（右の一連の出来事）（反対側）（なら）（隠）
（以前の解説）（解説）（解説）（解説）
（真相は深い闇の中へ隠小ることもあらし、ま

（真相は深い闇の中へ隠小ることもあらし、ま
た明快に浮上する（と）（考え）
（民の戦後遺憾）（民の戦後遺憾）（民の戦後遺憾）
（集団自決問題には、單
とくと考えてみたい。
N.O.6
終戦のよくなエルギーで、国指導の教科書
改さん（改さん）（改さん）
（結論も考えてしまえば、軍命はなかりし）
（いは）
（いは）
（いは）